



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
4月13日
号外(2)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 監査委員告示
包括外部監査契約に基づく監査の事務の補助者..... 1
- 監査委員公告
監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... 1

監査委員告示

滋賀県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による包括外部監査人野口真一との協議が調ったので、同者の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに監査の事務を補助できる期間を、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

滋賀県監査委員	有	村	國	俊
〃	奥			博
〃	村	尾	慎	哉
〃	藤	本	武	司

包括外部監査契約に基づく監査の事務の補助者

氏名	住所	補助できる期間
菊池 健太郎	大津市一里山七丁目11番3号	令和3年4月13日から 令和4年3月31日まで
福井 智士	大阪府茨木市花園二丁目13番7号	令和3年4月13日から 令和4年3月31日まで
山尾 勇介	大阪府高槻市宮田町1丁目18番19号 シャーメゾン宮田A103号	令和3年4月13日から 令和4年3月31日まで
足立 将	大阪府吹田市千里山竹園一丁目12番30号	令和3年4月13日から 令和4年3月31日まで

監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年4月13日

滋賀県監査委員	有	村	國	俊
〃	奥			博
〃	村	尾	慎	哉
〃	藤	本	武	司

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査執行対象機関名	総務部事業課
-----------	--------

監査執行年月日	令和2年7月14日
監査結果報告年月日	令和2年11月30日
監査の結果	<p>平成30年度に実施された「びわこひと夏の電投キャンペーン企画運營業務委託」において、事業課から受託業者あてに当該キャンペーンに必要な情報を提供していなかったことにより、当選者の選定および賞金の振込処理が実施できていないにもかかわらず、事業は完了したものととして検査・検収が行われ、契約書どおりに契約額が支払われている事例が認められた。</p> <p>今後は、組織による事務の進捗管理と適切な検査・検収を徹底されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>当該委託契約については、令和元年11月までに当選者の選定および賞金の振込処理の完了を事業課長が確認したうえで、事業を完了した。</p> <p>今後は、業務の進捗管理表を作成のうえ、係内および課内で情報を共有し、組織による事務の進捗管理を図ることとする。</p> <p>さらに、受託業者の業務に対する完了検査については、チェックリストを作成することにより、複数の職員がチェックできるように事務を見直し、適切な検査・検収を徹底していく。</p>

監査執行対象機関名	商工観光労働部労働雇用政策課
監査執行年月日	令和2年8月5日
監査結果報告年月日	令和2年11月30日
監査の結果	<p>滋賀県外国人材受入サポートセンター事業、しがヤングジョブパーク運営事業およびシニアジョブステーション滋賀就労支援業務の委託契約において、令和元年10月1日付の消費税率の改定に伴い、総額事業費を変更せず税抜き事業費を減額する契約変更を行っている事例が認められた。</p> <p>県は消費税の転嫁に対して指導または助言を行う立場にあることから、今後は適正な事務の執行を徹底されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>当部局は県において他の民間企業の模範となり指導・助言を行う立場であることを十分に認識し、今後は、財務規則等の基準や通知に関する理解を深めるため、労働雇用政策課長を通じて職員への指導や課内における相互チェックの強化などを行い、適正な事務の執行に努めていく。</p>

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和2年11月30日
監査の意見	<p>(1) 効果的・効率的な事務執行について(全監査対象機関、総務部行政経営推進課、財政課)</p> <p>県の補助金や委託料について、長期間にわたり、毎年度、同一の相手方に対し、同一金額で支出されているものが見受けられるが、漫然と繰り返されることがないように、支出の効果が最大限に発揮されたか、成果(アウトカム)の検証を十分に行った上で、事業費の算定等を行う必要があると考えられる。</p> <p>また、特定の二者と見積り合わせにより契約する二者随意契約では、公平性や委託料の額の妥当性について、十分な検証が求められる。</p> <p>さらに、県の出資金についても、当初の出資目的に沿った効果が挙げられているのか、改めて検証が必要と考えられる事案が見受けられた。</p> <p>こうした状況を踏まえて、厳しい財政状況の下、最少の経費で最大の効果を挙げるため、補助金等に係る事業効果の検証等を徹底し、前例に捉われることなく、効果的・効率的な事務執行に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総務部行政経営推進課)</p> <p>補助金や委託料については、予算編成通知において、その内容をよく検討し、効果性・効率性についての検証を踏まえて見積もること、また、予算執行通知において、交付対象および算定の根拠を明確にするとともに、所期の成果が得られるように努め、効果的・効率的な予算執行を図るよう各所属に通知されている。</p> <p>こうした通知の趣旨や、監査の意見等も踏まえ、効果的・効率的な事務執行が行われるよう、引き続き、意</p>

識の喚起に努める。

(総務部財政課)

これまでから、予算執行通知において、補助金や委託料について、その交付対象・委託先および経費積算の根拠を明確にし、所期の成果が得られるように努めることで、効果的かつ効率的な予算執行を図るよう、全庁向けに通知してきたところである。

今後とも、全庁的に効果的・効率的な事務執行が行われるよう、引き続き、注意喚起を行っていく。

監査結果報告年月日	令和2年11月30日
監査の意見	

(2) 攻めの広報について(知事公室広報課)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な制約がある中で、各部局では数多くの事業・施策を実施されていくことになるが、その財源は相当厳しいものになることが予想され、事業や施策が最少のコストで最大のパフォーマンスを上げることが求められる。

本県の広報活動は、限られた人員・予算の中で県政の主要な事業・施策等について、広く県民に周知し、理解や協力を得るべく精一杯の努力をされているものの、本県の魅力や三日月知事の思いが、多くの県民に理解され、共有されるためには、なお課題があると思われる。

こうした中、今年大型連休前に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、びわ湖放送と在阪4局で、外出および県境をまたぐ移動の自粛を強く要請する知事メッセージCMを放送されたり、知事自らが番組に出演されたことで、県外からの人の流入を不安視する県民の安心につながるなどの効果があったと考えられる。

企業広報は、企業戦略の一つとして、企業の活動や商品・サービスの情報を、メディアを通じて世の中に伝え、その良さを理解してもらい、企業のファンを増やし、企業価値を高めていくために行われているが、そのことは、行政の広報にも通じるところがあると思われる。

今回の新型コロナウイルス感染症対応の取組で得られたノウハウも生かして、いかにすれば滋賀県の良さや魅力を理解してもらえるか、滋賀県の認知度や好感度を上げられるかといった観点から、攻めの広報のあり方について、戦略的に検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

新型コロナウイルス感染症対応においては、動画やCMの作成、SNS発信など多くの手法に取り組み、知事の発信力を生かしたメッセージ発信、テレビ番組やCMへの出演などとともに、影響力のある県の大使等の著名人も活用して、県の情報発信を強化してきた。

また、県民等に対し必要な県政情報等を着実に届けるため、「滋賀県広報媒体活用のあり方に関する懇話会」により有識者の意見を聞きながら、県広報の現状と課題の整理・検討を行った。

これまでになかった社会情勢の大きな変化に即応するため、「知りたい情報が提供できる」「伝えたい情報が伝わる」広報や、滋賀の魅力ある素材を磨き上げ、戦略的に強く「届ける」発信が求められており、令和3年度、県広報の基本的な方針として「(仮称)滋賀県広報戦略」を策定し、全庁で共有し、実行していくこととした。

また、民間企業も含め、オール滋賀で滋賀の魅力や強みを発信していくため、県全体の情報発信能力を強化していくこととした。

監査結果報告年月日	令和2年11月30日
監査の意見	

(3) ICT人材の育成について(総合企画部情報政策課)

県では、ICTやデータを課題解決に積極的に活用していくため、滋賀県ICT推進戦略に基づき、様々な取組を進めている。

現在、県には、150を超える情報システムが導入されており、その調達や運用に多額の予算が投じられているが、システムの全体最適化を持続して実現するためには、情報政策課職員の専門性の向上だけでなく、業務を所管する全ての部局において、既存業務・制度を見直す不断の取組や、最適なシステム調達が求められる。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症対策を通じて、行政分野におけるデジタル化の立ち遅れが顕在化するとともに、テレワークやオンライン教育等の必要性が高まり、国ではデジタル庁を創設して、国・地方を通じたシステムの標準化や行政手続きのオンライン化、オンライン教育・医療などの規制改革を推進する方針が示された。

こうした国の取組に合わせて、今後、本県においても、行政のデジタル化の取組を加速していく必要があり、データ利活用、AIの活用などに向けて、職員全体の意識改革やICTリテラシー向上を図ることが求められるほか、これに伴う新たなニーズや課題の発生も予想される。

については、こうした状況を踏まえて、本県のICT推進を担う人材の計画的な育成方策について、研修や民間との人事交流なども含め、早急に検討し取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

情報システムの全体最適化を持続して実現するための取組として、調達業務を外部に発注する際の基本的な考え方、提案依頼書や業務仕様書等のまとめ方、SLA(サービスレベルアグリーメント)等に関する指針等を取りまとめた「滋賀県情報システム調達ガイドライン」を作成し、庁内各課に対して公開しているほか、毎年2月にシステム調達に関する説明会を開催し、情報システムを所管する全ての部局において、最適なシステム調達がなされるよう支援している。

また、本県のICT推進を担う人材を計画的に育成するため、令和2年度にはAIやRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)などのICTツールについての理解と業務利用に必要な基礎知識の習得を目的とした講座を庁内において開催している。

また、令和3年度においては、システムの開発事業者やメーカーにおいてBPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)の実績をもつ技術者等を外部人材として招聘し、庁内におけるBPRの取組を伴走型で支援いただく内容の業務委託を行う。

具体的には令和3年度に実施を予定しているRPAによる業務省力化の取組などに対して、業務分析や業務改善に関する知見を得ていく。

監査結果報告年月日 令和2年11月30日

監査の意見

(4) 公金の収納方法の多様化について(総務部税政課、会計管理局)

近年、日常生活の中で現金を使う機会が減ってきており、電子マネーなどのキャッシュレスサービスを活用する機会が増えている。

県においても、例えば自動車税種別割では、クレジットカードやLINE Pay、PayB(令和2年11月からPayPayの利用も可能となった。)による納付ができるようになり、また、ふるさと納税ではインターネットを使った寄付が可能となっているが、一方で、多くの施設入館料や許可申請手数料などについては、現金や収入証紙で納付することとされており、電子マネーを利用して納付することはできない状況にある。

このことにより、現金収納に伴う保管や金融機関への入金、証紙収納に伴う証紙の印刷、管理、貼付、確認等の事務側・利用者側の手間が生じており、紛失リスクも懸念される。

については、事務の効率化・利用者の利便性の向上を図り、デジタル化・キャッシュレス化の促進という社会経済情勢の変化に適切に対応する上でも、電子マネーなどのキャッシュレスサービスを利用した公金収納のあり方について、積極的に検討されたい。

また、現在、各種貸付金に係る償還金等の納付については、ゆうちょ銀行においてはできない取扱いとなっているが、納付者の利便性や県への納付率の向上を図るため、ゆうちょ銀行での納付(口座振替)を可能にすることをはじめ、コンビニ収納、オンライン決済など、それぞれの納付金に応じた公金収納方法の多様化に取り組まれたい。

併せて、多様化された公金の収納方法について、県民への周知徹底を図られたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部税政課)

スマホ決済アプリを利用した納税については、令和2年11月から新たにPayPayの利用を可能にしたことに伴い、不動産取得税、個人事業税の納税通知書に利用勧奨チラシを同封し、納税者への周知を行った。今後も自動車税種別割などの納税通知書に利用勧奨チラシを同封することにより、周知を行っていく。

また、クレジットカード納税については、納税者の利便性の向上のため、対象税目の拡大を検討しているところであり、指定代理納付者と課題解決に向けた協議を行った。今後も、対象税目の拡大の実現に向けて引き続き協議・検討していく。

(会計管理局)

キャッシュレス決済サービスの導入など、公金収納の多様化は、県民サービスの向上につながるものであ

り、新型コロナウイルス感染症対策の一環としても、その対応が必要であると認識している。

しかし、キャッシュレス決済サービスを導入する場合、収納額の一定割合を手数料として負担する必要があることや、現金での納付がなくなるわけではないため、現金への対応とキャッシュレス決済サービスへの対応が併存し、かえって事務負担の増加につながるなどの課題が懸念される。

また、ゆうちょ銀行については、収納代理金融機関が収納金を県口座に振り替える期限(収納日の翌営業日午前中)に対応することができないため、収納代理金融機関に指定しておらず、口座振替ができない状況である。

こうしたことから、まずはコンビニ収納について、実現に向けた具体的検討に着手することとし、キャッシュレス決済サービスの導入やゆうちょ銀行の収納代理金融機関指定についても課題の整理と解決策の検討を行い、公金収納の多様化を推進していく。

監査結果報告年月日	令和2年11月30日
-----------	------------

監査の意見	
-------	--

(5) 企業誘致等の支援のあり方について(商工観光労働部モノづくり振興課)

県では、企業誘致に係る他府県との競争が厳しさを増す中、「創造型モノづくり企業立地促進助成金」をはじめ、直近の「Made in SHIGA 企業立地助成金」により、立地企業の初期投資の一部を助成することによって、県内において新たな操業や事業の拡大をもたらし、地元雇用の確保にも貢献してきた。

現在、これらの助成金に係る新たな指定は終了しているが、今後、県内の既存事業所の再編や建替え・更新の必要性が高まることや、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外生産拠点を国内回帰する企業が出てくることも想定される中で、企業の立地や定着に向けた新たな支援策が必要と思われる。

立地・操業される企業にとっては、例えば、従業員の通勤利便性の高い事業用地や寮・社宅用地の確保等について、土地利用上の規制緩和が進まず、対応に苦慮されるケースもある。

企業が抱えるこうした課題・ニーズに対し、県が前例に捉われることなく、汗をかいてきめ細かく応えていくことは、助成金に勝るとも劣らない効果的な支援につながると考えられる。

については、これまでの企業立地助成のあり方を大胆に見直し、関係部局が一丸となって、立地等に係る課題の解決に向けた検討を行うなど、企業が本県に立地したいと思える環境づくりに取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内回帰や地方分散等、サプライチェーンの見直しを模索してきた企業が、新規立地や拠点の集約化を検討しており、また、県内の既存工場では、建物の老朽化等による建替需要が高まってきており、設備投資の動きが顕著なものとなっている。

こうした設備投資に当たっては用地の確保や拡張が必要となり、当該用地が法規制などの課題を抱える場合が多いことから、企業の課題に対応するサポート体制を強化するため、令和2年度に、土地利用に関する諸課題について全庁的に関係部局との連携を強化するための組織として「企業立地サポートチーム」を設置し、迅速な課題解決に向けた協議を進めているところである。

併せて、企業の設備投資に伴う人材確保や操業環境の改善等の課題解決に向けた取組に係る経費に対して補助を行う「滋賀県企業立地促進補助金」の創設や、専任の相談員による企業訪問を通じてきめ細かく企業ニーズを把握するための「滋賀県企業立地サポートセンター」の設置など、企業の操業環境改善などの課題解決に着目した支援をパッケージとして展開している。

引き続き、これらの支援を活用し、企業の立地や操業後の課題やニーズに迅速な対応に努めるとともに、市町とのきめ細やかな情報共有を図りながら、県内への新規立地や再投資を促進していく。

監査結果報告年月日	令和2年11月30日
-----------	------------

監査の意見	
-------	--

(6) 新センター施設の整備について(病院事業庁経営管理課、小児保健医療センター)

小児保健医療センター(以下「センター」という。)では、平成29年度から令和2年度を計画期間とする「第四次県立病院中期計画(以下「計画」という。)」に基づき収支改善に取り組んでいるが、令和元年度決算は3期連続の単年度赤字となり損失が拡大している。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入院・外来患者数の減少による医業収益の減少に加え、患者対応のための諸経費や業務の増加による経費支出が生じており、計画の大幅な未達が懸念される。

こうした中、病院事業庁において大規模な新センター施設建設の取組を進めており、現在、令和6年1月の

開院に向けて基本設計を終え、実施設計の段階にあるが、今回の新型コロナウイルス感染症により、オンライン診療へのニーズが高まるなど、医療を取り巻く環境や患者のニーズに変化が見られる。

については、今後施設整備を進めるに当たっては、直面する新たな現状をしっかりと見極め、限られた財源を有効に活用して、効率的・効果的に、かつ、オンライン診療の実施など患者の視点に立ったより良い施設整備となるよう取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(病院事業庁経営管理課、小児保健医療センター)

令和6年1月の供用開始を目指してきた新センターの整備事業については、令和2年9月30日に基本設計を終えたところである。引き続き実施設計に入り令和2年度内に設計作業を終える予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応の経験や他の病院等で実施された対応等を踏まえて、最新の知見や予防的見地からの視点や、オンライン診療など利用者の視点に立ったICTの活用なども含め、基本設計の検証が不可欠と判断し、実施設計の期間を1年延長することとした。また、整備予定地において埋蔵文化財発掘調査が必要となったところであり、これらのことから、その後のスケジュールも1年遅れ、供用開始は令和7年1月を予定している。

検証作業については、総合病院とセンターの統合も踏まえ、両病院の医師や看護師等により実施するとともに、外部の有識者等の意見を伺うなど、より専門的かつ幅広い内容とする。

得られた検証結果に基づき、既存総合病院との機能連携を加味した感染症対応等を実施設計に反映し、患者の視点に立った施設整備となるよう努めていく。